

## 高知県子育て応援キャラクター使用規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、高知県が子育て応援の啓発のために作成した高知県子育て応援マスコットパンダの「るんだ」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

### (範 囲)

第2条 この規程で定めるキャラクターは次のとおりとする。

- (1) キャラクターの着ぐるみ
- (2) キャラクターを使用した子育て応援の啓発資材(横断幕、のぼり、ベスト)
- (3) キャラクターのイラストデータ

### (使用許可申請及び使用許可)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、本規程を遵守することを前提に、あらかじめ高知県知事(以下「知事」という。)に子育て応援キャラクター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、許可を受けなければならない。

なお、イラストデータの使用については、当該使用にかかる物件の完成見本を添付すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

- 2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、子育て応援キャラクター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)または使用不許可書により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により許可する場合において、使用にかかる許可条件(以下「許可条件」という。)を付することができる。
- 4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本を知事に提出すること。
  - (1) 国、地方公共団体、高知県少子化対策推進県民会議の構成団体、保育所及び学校(幼稚園を含む)及び地域子育て支援センターが子育て応援の啓発を目的として使用する時。
  - (2) その他、知事が特に認めるとき。

### (使用許可の制限)

第4条 知事は、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 使用目的及び使用方法が子育て応援の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) イラストデータを使用する際に、定められた色、形式等を正しく使用していないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 高知県の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (5) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援又は公認しているような誤解

を与える、又は与えるおそれがあると認めるとき。

(6) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

#### (使用責任)

第5条 知事から使用許可を受けたもの(第3条第4項により申請を省略したものを含む。以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者が、キャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、高知県に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (2) 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 着ぐるみ等の使用にあたっては、著しく汚れたり損傷したりすることのないよう、注意して使用しなければならない。著しく汚れたり損傷した場合は、クリーニングや修繕等を求めることがある。
- (4) その他、知事が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

#### (使用許可の変更)

第6条 申請書の内容に変更が生じたときは、子育て応援キャラクター使用許可変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

#### (使用許可の取消し)

第7条 知事は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程または許可条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 知事は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

#### (使用実態の調査)

第8条 知事は、使用を許可したキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は知事から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告及び使用製品等を提供しなければならない。

#### (使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成24年10月22日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月11日から施行する。

ただし、改正前の様式による申請も改正後の様式での申請とみなす。

附則

この規程は、令和5年4月12日から施行する。

ただし、改正前の様式による申請も改正後の様式での申請とみなす。